

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年12月24日付け、〇〇局建第853号で行った公文書非開示決定及び令和2年11月9日付け、防第158号で行った公文書一部開示決定（うち防第158号の決定については、審査の対象となった、令和2年10月29日付けの開示請求に係る部分に限る。これら2件の決定を総称し、以下において「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和2年10月29日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、県道〇〇〇〇線バイパス事業に関する次の公文書の開示請求を行った。

- （1）平成〇年〇月〇日の〇〇工区地元説明会協議録に記されている「全線供用した時の将来交通量を推定した結果、おおむね1日当たり1,700台と見込んだ」との積算（推定）根拠、考え方等
- （2）当初計画の交通量について、台数及び積算（推定）根拠、考え方等
- （3）〇〇川の橋梁が現在より1m高くなる計画となっている。砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）（以下「基準（案）」という。）を適用したことが原因と考えられる。
 - ① 基準（案）はいつできたか。
 - ② 基準（案）に成案となったものがあれば、その条文
 - ③ 基準（案）は、砂防指定地内の橋梁に適用しなければならないものか否か。
 - ④ 基準（案）では、「余裕高が前項の高さを上回っているときでも、原則として0.5mとする」とあるが、原則以外の場合は。
 - ⑤ 〇〇川が砂防指定地でなかったら、現在の高さで橋梁工事が可能かどうか。
 - ⑥ 〇〇川の橋梁に、基準（案）を適用しなかった場合の橋梁高が分かる資料
 - ⑦ 現在の設計高（川底から1.5m）を低くすることは可能か。

2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、次の（1）から（3）までに列挙する公文書と特定した上で、うち（1）、（2）及び（3）⑤から⑦までについては、請求のあった公文書を非開示とする処分を行い、令和2年12月24日付けで審査請求人に通知した。また、次の（3）②及び③については、請求のあった公文書を非開示とする処分を行い、令和2年11月9日付けで審査請求人に通知した。

- （1）将来交通量1,700台の根拠、考え方
- （2）当初計画の交通量
- （3）以下の文書

- ① (この請求項目は、取り下げられた。)
- ② 砂防関係法令例規集 28年版 119頁から122頁まで
(「基準(案)について成案はあるのか。」を示す文書として)
- ③ 土木工事設計マニュアル(平成28年9月) 4-5-4頁
(「基準(案)は、必ず砂防指定地内の橋梁に適用しなければならないものか否か」を示す文書として)
- ④ 平成21年3月6日付け、砂第87号土木部砂防課長通知
(橋梁としての余裕高は、現況又は現計画で河川としての余裕高が、基準(案)の第1項の高さを上回っているときでも、原則として0.5mとするとあるが、原則以外の場合について記載された文書として)
- ⑤ ○○川が砂防指定地でなければ現在の高さで橋梁工事が可能かどうか。
- ⑥ ○○川で基準(案)を適用しなかった場合の橋梁高が分かる資料
- ⑦ 現在の設計高(川底から1.5m)を低くすることは可能か。

3 本件処分において実施機関が掲げた非開示の理由は、次のようなものであった。

(1) 上記1(1)の文書

将来交通量の算出根拠に関わる文書は、過去に作成されていたが、平成○年度の
詳細設計完了後には、事業上不要となった文書であり、保存年限の経過による廃棄
処分を行ったため保有していない。

(2) 上記1(2)の文書

保有していない。(過去に文書が作成されていたか不明。)

(3) 上記1(3)②の文書

条例第25条第1号該当

請求のあった公文書は、東京官署普及株式会社が販売しており、何人でも購入す
ることができるため。

(4) 上記1(3)③の文書

条例第25条第1号該当

請求のあった公文書は、公益財団法人岡山県建設技術センターが販売しており、
何人でも購入することができるため。

(5) 上記1(3)⑤から⑦までの文書

作成していないため、保有していない。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)
第2条の規定により、令和3年3月25日付けで、実施機関に対して審査請求を行っ
た。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和3年7月8日付けで、岡山県行政不
服等審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求について
諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示はあり得ない。文書はあるはずである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1 (1) について

この道路の峠部分の通過車両は、〇〇地域（約300～400戸）と2つの集落に用事のある車両である。他の2つの集落はそれぞれ別の道路を利用することとなるため、この道路は利用しない。とても1,700台の通過交通があるとは信じられず、公共事業として採択可能な事業なのかを地元住民として確認したい。

〇〇地区の東側、西側には、それぞれ別のアクセス道があり、この道路を通る必要はない。

この道路の沿線には、工業団地や目立った観光施設もなく、人口は関係地域全体で2,000人を超えないと思われる。この地域は、将来大きい発展も見込まれていない。事業の根本となる交通量について、根拠はあるはずである。

仮に根拠が無いことが認められれば、県は勝手に工法変更ができ、過去の話に責任はなく、事業の根拠も必要ないということになる。

また、1,700台とした時期、文書保存期間及び廃棄の時期を特定し、非開示理由として記されたい。復元は可能である。

(2) 第2の1 (2) について

開示願いたい。

(3) 第2の1 (3) ②及び③について

開示願いたい。

(4) 第2の1 (3) ③から⑦までについて

本事業では、基準（案）の適用が必須条件であると地元説明会で説明されたところである。

これが適用されれば、交差点部は、傾斜のついた現在よりも危険なものとなるが、地元は、平坦かつ安全な交差点を望んでいる。安全な交差点を望むのか、安全な砂防河川を望むのかは、地元任せしてほしい。

原則の余裕高を守らなければならないとする法規があれば公開願いたい。

開示文書では不十分である。

また、基準（案）を一律に適用するという考え方には、以下のように異論がある。

急斜面に根の浅い杉・ヒノキの植林を行っている場所では、豪雨の際に鉄砲水が出るが、〇〇地区は、はげ山だった砂防指定された当時と現状では、植生が変わり、広葉樹が生えている。植生が変わったことにより砂防指定が解除された事例は、県内にはないようだ。

橋梁が架設される場所までには、さらに2つの橋梁がある。出水が橋梁でオーバーフローする可能性はあるが、下流に人家はない。耕地も、この頃は休耕田ばかり

で、だれも耕作をしていない。どこに被害があるか分からないのに、なぜ橋面を上げようとするのか。

地形は現橋梁架設時と変わっていないが、今の橋梁も流量計算した上で架けてあるはずである。案の段階に留まっているマニュアルどおり事業を進める必要があるのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第2の2の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1 (1) について

平成○年度の委託業務成果報告書が該当すると判断したが、保存年限5年の経過に伴う廃棄処分により保有していないことから非開示決定を行った。

なお、当該業務の成果は、平成○年度までの詳細設計業務に活用済みである。

数字が詳細設計に反映されれば、その計算過程は不要である。

(2) 第2の1 (2) について

保有しておらず、過去に文書が作成されていたか不明である。

今回開示請求された文書に関しては、廃棄年月日を示す記録が残っていない。

(3) 第2の1 (3) ②及び③について

請求のあった公文書は、一般に販売されており、何人でも購入することができるため、条例第25条第1号に該当する。

(4) 第2の1 (3) ③について

基準(案)は、当時の建設省が各都道府県向けに、このような基準で運用してはどうかと助言したものであり、この助言に係る基準(案)を正しいものとして扱うか否かは、都道府県の運用に委ねられているため「案」と表記されている。岡山県の運用では、この(案)に従うものとして、土木工事設計マニュアルにも「砂防指定地内に橋梁を設置する場合は、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準(案)」に従うこと」と明記しており、「案」と表記された基準を用いることに問題はないと考えている。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

また、条例第25条は、条例の適用除外について次のように定めている。

(適用除外)

第25条 この条例の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二・三 略

3 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について（第2の1（1））

審査請求人は、廃棄されたのなら、開示請求に応じて復元すべきであると主張している。

実施機関は、保存年限の経過により廃棄していると説明している。

審査会が審査したところ、「〇-〇-〇 単県 道路工事（交通量推計）〇〇〇〇線 交通量推計」と題する文書の存在が、別の公文書において出典として記録されており、当該文書が計画交通量の推計資料として作成されていたことが推認された。実施機関が不存在の理由として「廃棄」を掲げているため、審査会は、文書の存在について職権で調査を行った。その結果、廃棄されているとの説明を裏付ける記録の存在を確認することはできなかったが、実施機関が文書を保有していることを示すものの確認にも至らなかった。この結果により、実施機関の説明が妥当性を欠いているとは認められなかった。

なお、当該文書のように、継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されていないとの実施機関の説明に関しては、今後の事業を執行する上で、計画の正当性の根拠となる数値の算出過程を検証する必要がある局面があり得ることを前提とすると、廃棄という判断の是非について疑念を生じないものではないが、その判断の是非の審査に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

4 非開示理由の付記の程度について（第2の1（1））

審査請求人は、廃棄された文書に関しては、文書保存期間及び廃棄の時期を、決定通知において、非開示理由として付記すべきであると主張している。

実施機関は、今回開示請求された文書に関しては、廃棄年月日を示す記録が残っていないと説明している。

本件決定の理由付記において、実施機関は、「保存年限の経過により廃棄した」と、文書を保有していない事情に関して最低限の説明を行っており、このことをもって理由付記の不備とまではいえない。

5 文書の復元について（第2の1（1））

審査請求人が文書の復元を求めている点については、同じ審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号及び答申行政第91号の中で述べたとおり、公文書開示の手続においては、実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合に、条例がこれを復元等の方法により取得してまで開示する義務を実施機関に課しているとは認められない。

6 文書の特定について（第2の1（3）③）

審査請求人は、「案」と表記されている基準に示された余裕高を守らなければならないとする法規を開示してもらいたいのであり、開示文書では不十分であると主張している。

実施機関は、県の運用ではこの（案）に従うものとして、土木工事設計マニュアルに、砂防指定地内に橋梁を設置する場合は、基準（案）に従うべき旨を明記しており、（案）と表記された基準を特定したと説明している。

審査会は、審査請求人の主張を以下のように解した。

すなわち、「案」との表記は、当該文書が検討の段階にあることを示す文言であり、実施機関が特定した文書である基準の標題に「案」と付記されているということから、抛るべき基準として確立されたものとは考えられないが、県がこの基準（案）を基準として用いるのであれば、これを抛るべきものと決定した文書が存在するはずであり、当該文書の特定を求める、との意である。

これにより、実施機関の説明を徴したところ、基準（案）の「案」の部分は、検討段階にあることを示すものではなく、国が一般的に想定される基準をモデルとして示したものについて、各地方公共団体が地域的な事情によりこれに追加・改変等を施すか、そのまま基準として採用するかについて、当該地方公共団体の裁量の余地を残すとの含意を示すものであるとのことであつた。この説明によれば、基準の策定権者は地方公共団体であることとなる。

実施機関が特定した土木工事設計マニュアルには、「砂防指定地内に橋梁を設置する場合は、…基準（案）に従うこと」と明記されていることが認められたが、実施機関の説明では、この文書は、岡山県が、その裁量により、国が「案」と表記したモデル的な基準に従うことと決定したことを示しているとのことであつた。

これらの実施機関の説明に矛盾点はなく、他に特定できる文書の存在も認められないことから、当該請求項目において実施機関が行った文書の特定は妥当と認められる。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

8 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和３年 ７ 月 ９ 日	実施機関から諮問を受けた。
令和３年 ８ 月 １ ９ 日 (審査会第１回)	事案の審議を行った。
令和３年 ９ 月 ２ ４ 日 (審査会第２回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和３年 １ ０ 月 ２ ９ 日 (審査会第３回)	事案の審議を行った。
令和３年 １ １ 月 ２ ６ 日 (審査会第４回)	事案の審議を行った。
令和３年 １ ２ 月 ９ 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。